

番匠の祖神に就いて

工學博士 伊東 忠 太

本邦に於ける工匠の祖神は古來手置帆負命、彦狹知命の二神と云はれ、社殿宮室の造營に當つては上棟祭等の式典の祝典にもこの二神を祭り棟札にもこの二柱の神の名を書き來つて居る次第であるが、祖神に關する傳説及び之を奉齋する神社等に就いては世間に多く知られて居らぬと考へる。由て茲に試に舊稿を補正し、識者の教を乞はんとするのであるが、此事たるや元來遼たる神代の神話にして之に關する記録不幸甚だ乏しい状態である。況や是等の記録とても如何に之を解釋すべきであるか甚だ覺束なく思はるる節もあるので、これ等問題の根本的究明は實に特殊なる専門家の盡力に俟たねばならないのは云ふ迄もない。

されば自分が今、後述せんとする所は殆んど總て古人の考證したる成果に些の私見を加へて幾分か秩序的に羅列したものと云ふに過ぎない憾はまぬがれないであらう。

二

初にこの二神が如何なる御機能を持たれてゐたかその御性格に就き古典を通じて考究して見よう。

日本書紀神代卷下の一書に

即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神ニ定爲ニ作笠者ニ彦狹知神爲ニ作盾者ニ（下略）

と見えてゐるのであるが、單に此記述によつては性格を明白に知る事が難しい。そこで古語拾遺を調べて見ると

手置帆負命〔讚岐國忌部祖也〕彦狹知命〔紀伊國忌部祖也〕

とあつて手置帆負彦狹知之二神の名が茲に現はれ、其の系圖も略々明かに示され、同じく古語拾遺の天石窟の變の條の二神に就いての記述に、

令ニ手置帆負彦狹知ニ神以ニ天御量大小斧斤雜器等之名ニ器等之名。伐ニ大峽小峽之材而造ニ瑞殿古語美豆能美阿良加ニ兼作ニ御笠及矛盾

と述べてゐる事によつてこの二神は建築家であり兼ねて工藝家でもあつたことが知られる。

更に神武天皇の橿原の宮造營に關する左の記述は二神の子孫が祖先の天職を傳へて永く建築家として世に立つたことを物語るものであらう。

建ニ都橿原ニ經ニ營帝宅ニ仍令ニ天富命太玉命之孫ニ率ニ手置帆負彦狹知ニ神之孫以ニ齋斧齋鉏所謂底都ニ始採ニ山林ニ構立正殿磐根宮柱

布都之利立高天乃原爾博風高知利故其裔今在ニ紀伊國名草郡御木鹿香古語正殿ニ郷謂之鹿香採材齋部所居謂之御木造殿齋部

所居謂之鹿香ニ是其證也。

とあるのや、又

又手置帆負命之孫造ニ矛竿ニ其裔今分在ニ讚岐國、毎年調庸之外貢ニ八百竿ニ是其事等證也。

とあるのがそれである。

此等の記録を敷衍して平田篤胤は其著古史傳に遺憾なく説明を加へてゐる。今其の本文を引用すれば

番匠の祖神に就いて（伊東）

爾科ニ手置帆負命彦狹知命^ニ而以^ニ天御量^ニ以^ニ齋斧^ニ而伐^ニ大峽小峽之材^ニ而以^ニ齋鉏^ニ立^ニ齋柱^ニ而令^ニ造^ニ瑞御殿及御筥矛^ニ盾^ニ矣。故是手置帆負命^{亦名天御食持命亦名多久豆玉命}彦狹知命者產巢日神之御子木國忌部讚岐國忌部伊勢爪工連丹波國楯縫氏等之祖也

とありこの本文の註譯が頗る詳細に互つて居るので、その全部を擧げることには出来ないが、重要な部分に私見を加へつゝ略説すれば大凡左の如く考へらるゝ。

(五) 二神の名義

手置帆負命と曰ふ名は何を意味するかと云ふに手置とは手を布て物を度るを云ふのである。古代尺度の無い時代には尺度の代りに手を用ゐた事は想像するに餘りある。黒川眞頼翁は、これは必ず拇指と示指とを張つた長さを單位としたのであらうと云はれた。彼の十握劍、八握鬚、七握脛などの都加又八咫鏡などの手の度である。又史傳によく見受ける所の矢の長さの記述に十三束、七十五束などあるも参考とすることが出来る。束は即ちツカにて一握りの長さである。これも古風の遺つたものである。次に帆負の帆は借字にて尋であるとも云ふ。尋は廣げの意で人が左右の手を廣げた時その指端までの長さの意味とする。これは人の身長と略ぼ同長であるを以て大なる物を度る單位としたのである。即ち小さい物は手の指で度り、大きいものは尋で度つたので物を度るは即ち物を圖案し構造するの根本であるから、之を司る神を手置帆負命と申したのであると云ふのである。彦狹知命の彦は普通の稱辭、狹知は度知で物を丈量することを司るの意と考へられる。即ちサシは「モノサシ」の謂でありシリは掌で彼事を司る此處を領るなどの如く管理取扱の意味をも含むと考へられるのである。即ち尺度を掌る神とされる所以である。

(3) 天御量

天御量は古語拾遺に「天御量大小斧斤雜器等之名也」とあるが斤は借字にて實は度の意で、即ち尺度である。天御量と云ふ言は出雲風土記楯縫那楯縫郷の處にも出てゐる。即ち、

神魂命詔。五十足天日栖宮之縱橫御量。千尋栲繩持而、百結結八十結結下而、此天御量持而所造天下、太神之宮造奉詔而（下略）

とあり又書紀にも

高皇產靈命乃還遺二神曰。（中略）汝應住天日隅宮、以千尋栲繩結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚

と云ふて居る。これを要するに御量は尺度であり、古語拾遺に大小斧斤雜器等とある斤も量と同義で、大とあるのは必ず一丈を云ひ小とあるのは一尺を云ふのであらうか。

一丈は神代の神々の身長の標準とも考へられ、その身長はまた同時に尋の幅になり之を十進法に従つて區分する時一尺なる標準寸法を得たものと考へられる。

（は） 齋斧、齋鉏

齋斧は齋清めて造れる斧にて天麻比止都禰命造れるなるべしと云ふ。大殿祭の詞に

皇御孫之命乃御殿乎今與山乃大峽小峽爾立留木乎齋部能齋斧以伐採氏

と見える。齋鉏の鉏は鋤であり鋤を以て地を掘りそこに宮柱即ち齋柱を掘立てるのであるとして間違はない。

番匠の祖神に就いて（伊東）

(に) 笠・矛・楯

笠は菅笠で、古代の祭祀に使用したものである。伊勢大神御遷座の時に菅の小笠あり、大嘗祭式に菅蓋あり、萬葉集に「玉之御笠爾縫有間菅」と云ひ、儀式帳に菅裁物忌あり、舊事紀に笠縫部あり、崇神紀に笠縫邑あり、その他にも例證甚だ多い。矛は宇受賣命の持て俳優する料のもの、又新宮に飾るものである。

楯は彦狹知命が作つた。即ち神代紀下の一書に「彦狹知命爲作盾者」とある。日本書紀通證に云ふ「盾防非違隔不淨之具」と、又踐祚大嘗祭式に云く「楯は丹波國楯縫氏造之」とて、其他の事例も甚だ多いのである。以上笠、矛、楯の三種の品は大御神を新宮に遷し奉るとき料であるは云ふ迄もない。

上述する所によつて手置帆負命、彦狹知命の二神は古來より建築の神兼て又工藝の神として崇敬せられて來た事は疑ひの餘地はないやうである。然し後世この二神に代つて聖德太子を工匠の祖神として仰ぐ風潮があつた事は人の知る所である。即ち小池嚴藻輯述の「諸祭神略記」の木匠の祭神の條に先づ手置帆負命、彦狹知命を祭るべしと書き起して、「後世訛りて聖德太子を以て、木匠の祖神と祭るは如何なる縁に歟しらず、若くは太子異國風の寺を建て初たまうとて唐土の木工など召よせ給ひて、花奢廣大に作らしめ給ひしを時人も珍異みて皇國にはもとさる微細き匠業のなかりしを此時より總ての木匠等の學び初て此太子をば祖神の如く仰ぎ初にけむ」。

と云ふ。併し聖德太子を工匠の祖神として祭るのは自ら別途の理由の存する所で決して後世の訛誤ではないのである。限局して云へば神社宮室の建築の神は手置帆負命彦狹知命で佛刹の建築の神は聖德太子であると云ひ得るが、更に考究を運らせば聖德太子は工匠の私祭の神であり、手置帆負命彦狹知命は國家公祭の神であると云はねばならないと思はれ

る。既に日本の神代に於て建築を司り給ひし神の在せし以上は、神社佛刹に論なく、この二神を以て總べて日本の建築の祖神工匠の祖神と仰ぐことが最も正當であるべきだと論斷したのである。

三

前節に於て古典に現れたる二神の工匠としての御事蹟を明かにして來た關係上、更にこれより二神を祭る神社の由来記を記さねばならない順序である。しかし其の一一に就いて述べるのも自分の能くする所ではない。よつて今古史傳に擧げてある數件を抄録し就中特異なる讃岐の一例に關して述べて其の一般に代へる。

古史傳に手置帆負命亦名天御食持命亦名多久豆玉命と彦狹知命とは父子の關係であると云ひ、木國（即ち今の紀伊の國）忌部、讃岐國忌部、伊勢國爪工連、丹波國楯縫氏等は二神の後裔であると説いてゐる。されば紀伊、讃岐、伊勢にも古來二神又は其の後裔を祭つた社が必ず有るべき筈である。

讃岐に於ける遺跡に關しては古史傳に

和名抄に刈田郡紀伊郷また三木郡もあり、今はミキと云とぞ又隣三野郡に高野の郷もあり此は木國より此氏人の別れ住るに依てなり、神名

式に同郡に高屋神社あり和名抄に高屋郷ありて多加也と訓註をそへたり此社は清和天皇、紀に貞觀九年五月授讃岐國正六位高家神從五位下と見え、姓氏錄和泉國天神に高家首は神魂命五世孫天道根命之後也とあるを合せて思ふに、讃岐忌部の祖神を祭れる社なるべし。また安房國朝夷郡高家神社と云も同神なるべし。其は古語拾遺神武天皇の御世の事を記せる所に天宮命阿波國の忌部を率て彼國に住れし事見ゆ、此時などに祠れるなるべし。

と言及し、更に現今工匠の神を祭る第一の神社として聞えたる莫越山神社に言及して居るのは甚だ興味深い。即ち

此社の在處今日子村と云ひ、社人を鈴木兵庫眞知彦と云ふ、穗積姓にて先祖は木國より來れると云傳ふ。祭神を俗に

イナリと云、實は宇氣母智神なりとぞ。是より一里ばかり有て莫越山神社あり、祭神は手置帆負、彦狹知命なり。此を本宮と云ふ。外に新宮と云あり、其は火々出見命を祭れりとぞ。

と。又爪工連に關しては同書に「爪は翳なりと解し、笠と爬は大抵同物なるべし」と説いてゐるが、笠と翳とは同物ではない。伊勢皇大神宮の翳は長柄の團扇に似たものであるが、羅翳と菅翳と二種ある。羅は略卵形で羅を張り、菅翳は圓形で、菅を以つて作つてある。

又同書に、

姓氏錄和泉國に爪工連は神魂命男、多久豆玉命之後也、多久豆玉命は手置帆負命なり(中略)清和天皇紀貞觀四年七月、

伊勢國安濃爪工仲業賜安濃宿禰之神魂命之後也とも有り、斯くて多久豆玉命并大月次新嘗三代實錄貞觀元年正月二十七日從

五位下石蘭多古虫玉神從五位上と見ゆ式に依つて考ふるに虫は豆の誤なり、また年中行事秘抄に多久須依媛命と云ふもあるは別神か

とあるを以つて觀れば手置帆負命は多久豆玉命と云ふ別名を以て祭られて居るのである。又其子孫は菅に建築の事を司つたのみならず建築裝飾及工藝にも從つたことが推測せらるゝのである。この事は頗る面白い事蹟であると思ふ。

以上は古史傳に由て工匠の祖神たる手置帆負命彦狹知命及其後裔を祭つた神社に關する一事蹟を擧げたのであるが、次に現在この神を祭つて居る神社の實例を紹介しなければならぬ。

四

現在日本に於ける神社數は實に十一萬餘社と云ふ多數に上つてゐる。其祭神の種類は目下調査中の由で確實に知り難いが、神代に屬するもののみでも無慮數百に上るのである。而も古來連綿として少しも變異なく傳つたものは甚だ少なく、或は祭神が不明になつたり、或は何時しか全く變異し、その他複雑なる理由で神社と祭神との關係が甚だ明確でな

いものが少くない。されば日本十一萬以上の神社中に就いて手置帆負命、彦狹知命を祭神と仰ぐものを拾ひ出すと云ふ事は、實際非常な難事である。よし又この二神を祭る神社を拾ひ出し得たとするも、其の鎮座の地と神社の名と祭神との間に古へより離るべからざる關係を持続したものでなければ意味を成さない。只何の譯もなく祭神が彼の二神であると云ふのでは甚だ心細いのである。

試に古史傳所載の神社及差當り分つて居る數例を擧げて間に合せ、おひく調査を進めて得るに従つて之を報告したいと思ふ。以下明細帳（明治十二年以來調査）によつて列記する。先づ、千葉縣管下安房國朝夷郡宮下村字中ノ坪に鎮座せる村社莫越山神社がある。祭神は前記の二柱である。由緒に關しては一切不明であるが、聞く所に據れば、この神社に工匠の諸式典に關する一卷を秘藏してゐると云ふ。次に、同じく千葉縣朝夷郡宮下村字筒井に坐す、莫越山神社の末社渡度神社が擧げられる。祭神は前社と同様で、當社の本社なる莫越山神社舊地に位置する。第三には同縣朝夷郡南朝夷村字上の塚の郷社高家神社がある。

祭神は天照皇大神、御氣津神、御道根神となつてゐる。古史傳に、この神社は讚岐忌部の祖神を祭つたであらうと云ふ。果して然りとせば、何時かの時代に祭神の異動を見たものであらうか。第四に示されるものは、和歌山縣管下紀伊國名草郡鳴村字鳴武に坐す村社鳴神社で、祭神は秋津彥神、速秋津姫神と見ゆる。

その由緒に關しては延喜式神名帳鳴神社本國神名帳正一位鳴大神當社本國式内相掌四社の一と云ふ。異傳として或云忌部氏の祖太玉命を祭ると明細帳に云つてゐる。この異傳とさるゝ「或云太玉命を祭る」と云ふのが古傳として正しいので、今の祭神は實は後世移動し變更されたものであらうと思ふ。

尙諸祭神略記に云ふ「又神玉櫛^{カシマ}御食野大神、大屋彦、大屋姫、抓津姫神、四柱を配せ祭るべし」と説いてゐる四柱神は木材の神であるにより之を工匠の神に配祀するは頗る合理的であると思ふが、この四神を祀つた神社もこの地方には多く見受けられる。

次に丹波の氷上郡の楯縫神社は明細帳には漏れてゐるが或る書には祭神彦狹知命とある。又同書に但馬國氣多郡多田屋村岬山に村社楯縫神社が見え、祭神は前記の社と同じである。

さて鎮座地なる多田屋は楯の屋の義なりと云はれてゐるが、恐らくは楯縫の轉化であらう、と思はれる。今一つ楯縫神社が明細帳に見える。

それは兵庫縣管下但馬國養父郡町村字宮山にあるもので、村社式内楯縫神社となす。祭神は彦狹知命で由緒關係は不詳であるが、以上二社は蓋し、楯を作つたのは彦狹知命であると云ふ傳説に由つて彦狹知命のみを祀つたのであらう。亦、茨城縣信太郡信太村の村社楯縫神社は經津主命となつてゐる。これも前記と同様の祭神と同じであつたと思はれるが、やはり何時しか祭神が變つたものか。次に岡山縣兒島郡の由加神社にも亦手置帆負命彦狹知命を祀つてゐる。更に明細帳を繙くと、備前國兒島郡山村字由加山に縣社由加神社がある。祭神は、手置帆負命彦狹知命である。

以上は我が國古來より工匠の祖神として尊崇された手置帆負命、彦狹知命の傳説及びこれらの諸神を祭つた若干の神社の實例を擧げたのであるが、初にも言及して置いた通り、此の一篇は殆ど總て古書古記録により極めて僅かの私見を粗雑にこれに加へたものに過ぎないのであるから、頗る物足らないものがあるを免れぬ。然しこれが楔ともなつてこの問題が更に進展すれば思はざるの幸である。